

# ちゅうぎん日本大型株アクティブファンド (愛称:未来のゆめ)

追加型投信/国内/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]  
中銀アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者登録番号/中国財務局長(金商)第10号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。  
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)にてご確認いただけます。

### 委託会社の情報

委託会社名	中銀アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1987年11月9日
資本金	1億2,000万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	909億円

(2024年8月末現在)

- 「ちゅうぎん日本大型株アクティブファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月29日に関東財務局長に提出しており、2024年10月30日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされております。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

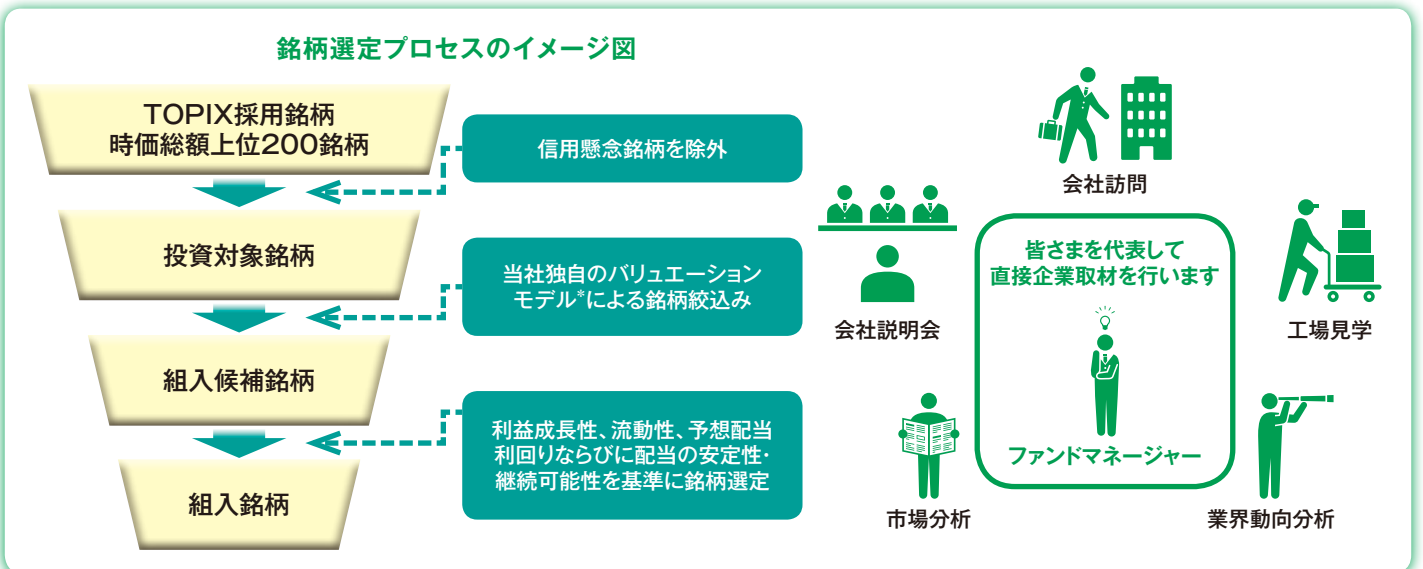
### ◆ 主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

※「ちゅうぎんターゲット型日本株マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。  
「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### ◆ 運用プロセス

・当社独自のバリュエーションモデル(\*)と企業調査活動「ボトムアップアプローチ」による情報収集で、銘柄選定の精度向上を図ります。



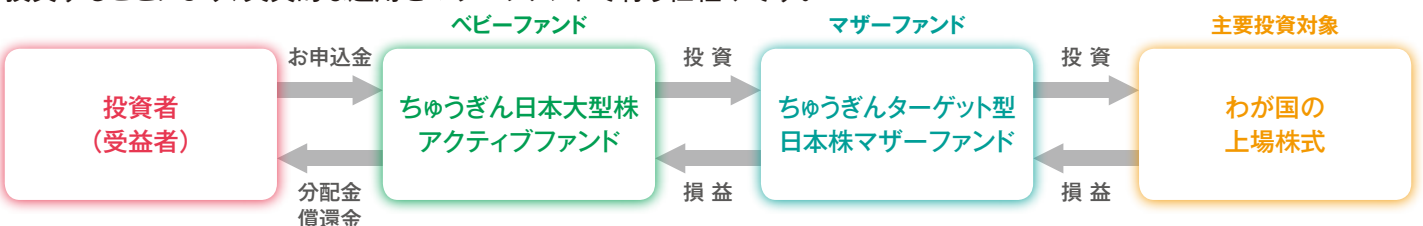
\*当社独自のバリュエーションモデルとは、企業の財務データ(直近・過去)等を基に目標株価を算出するモデルのことです。その目標株価を基準として、現状の株価が割安か割高かを判断することで、銘柄選定の精度を高めています。  
※TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。  
※当ファンドにはベンチマークはありません。

### ◆ 投資方針

- ・株式の組入比率は通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ・運用の効率化を図るため、ヘッジ目的で有価証券先物取引等を利用します。

### ◆ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## ◆ 主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質的な投資は行いません。
- ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## ◆ 収益分配方針

毎年1月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象収益の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含む)と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勧告のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

**当ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者のみなさまに帰属します。**

## ◆ 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の価格が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体の倒産、財務状況又は信用状況の悪化、債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に保有する有価証券等の発行体にこうした状況が発生または予想される場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

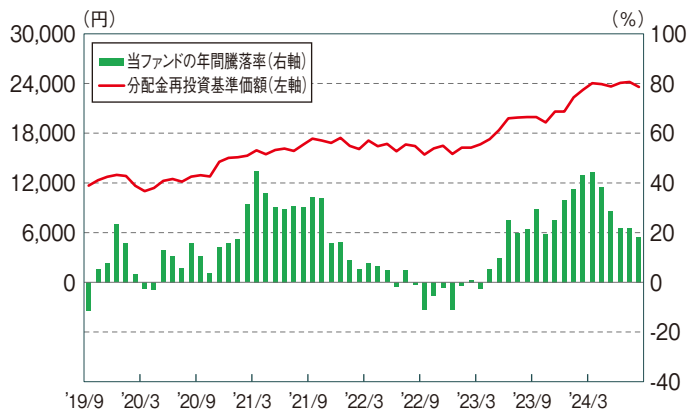
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入していません。

## リスクの管理体制

- ・委託会社では、各種社内規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っております。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## (参考情報)

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

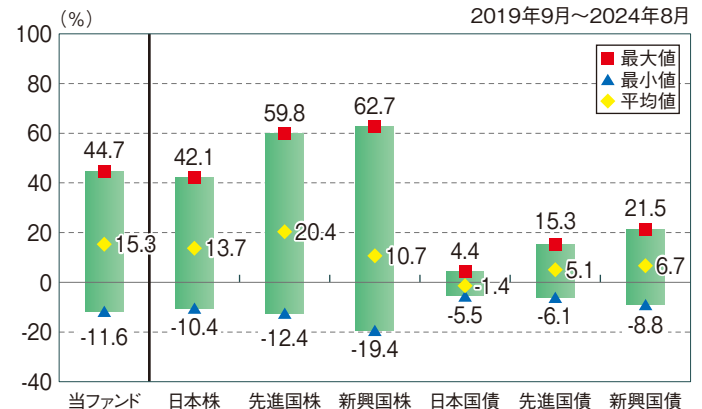


※分配金再投資基準価額は、2019年9月末から2024年8月末です。

※年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額をもとに計算したものと異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※上記資産クラスの騰落率は2024年8月から60ヶ月遡った算出結果であり、当ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ●代表的な資産クラスの指数

日本株	<b>東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)</b> 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表する、日本の株式を対象とした指数で、配当を配慮したものです。
先進国株	<b>MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	<b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	<b>NOMURA-BPI国債</b> 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	<b>FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)</b> FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	<b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)</b> J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、世界の新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

# 運用実績

2024年8月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)等控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

## 分配の推移

年	1月	分配金
2020年	1月	200円
2021年	1月	200円
2022年	1月	200円
2023年	1月	200円
2024年	1月	200円
設定来累計		1,250円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

### ◆ 資産配分

資産の種類	国内/外国	ファンド組入比率
株式	国内	99.5%
コール・ローン、その他		0.5%
合計		100.0%

※マザーファンドの状況を比例配分して反映しております。

### ◆ 組入上位10銘柄

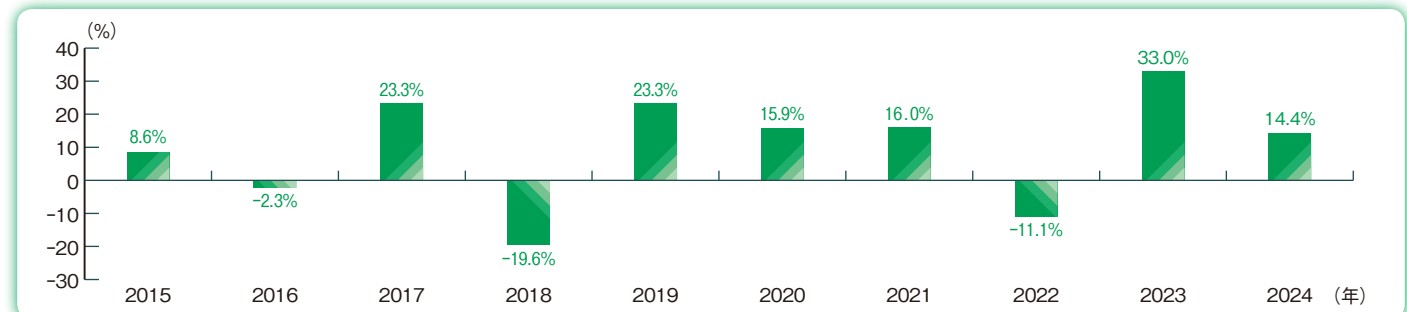
順位	銘柄	業種	市場	ファンド組入比率
1	任天堂	その他製品	東証プライム	5.3%
2	東京海上ホールディングス	保険業	東証プライム	4.9%
3	トヨタ自動車	輸送用機器	東証プライム	4.9%
4	オリックス	その他金融業	東証プライム	4.8%
5	KDDI	情報・通信業	東証プライム	4.4%
6	三井不動産	不動産業	東証プライム	3.9%
7	島津製作所	精密機器	東証プライム	3.8%
8	伊藤忠商事	卸売業	東証プライム	3.5%
9	信越化学工業	化学	東証プライム	3.4%
10	浜松ホトニクス	電気機器	東証プライム	3.4%
合計				42.3%

※株式組入上位10銘柄および組入上位10業種の各比率は、対純資産総額により算出しております。  
 ※株式組入上位10銘柄および組入上位10業種には、マザーファンドの状況を比例配分して反映しております。  
 ※主要な資産の状況の各比率は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差を生じることがあります。

### ◆ 組入上位10業種

順位	業種名	ファンド組入比率
1	電気機器	15.3%
2	輸送用機器	9.5%
3	その他製品	7.9%
4	情報・通信業	7.7%
5	卸売業	6.8%
6	化学	6.6%
7	機械	6.5%
8	精密機器	5.9%
9	保険業	4.9%
10	その他金融業	4.8%
合計		76.0%

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※当ファンドの収益率は分配金再投資基準価額で計算しております。  
 ※2015年は当ファンド設定日から年末までの収益率を表示しております。  
 ※2024年の収益率は年初から2024年8月30日までの収益率を表示しております。

掲載データ等はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示しております。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 (※)ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2024年10月30日～2025年4月28日 ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(2015年1月30日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解消し、当該信託を終了する場合があります。①一部解約により残存口数が5億口を下回った場合 ②受益者のために有利であると認めた場合③やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月29日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 (委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ・「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日目までにお支払いを開始します。 ・「分配金再投資コース」の場合、税引後、申込手数料なしで自動的に全額が再投資されます。 ※お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。
信託金の限度額	500億円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.chugin-am.jp/">https://www.chugin-am.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間(原則として、毎年1月30日から翌年1月29日までとします。)終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除の適用が可能です。なお、益金不算入制度の適用はありません。 ※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 ※上記は2024年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金制度による購入・換金の各お申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の基準価額に <b>2.2% (税抜2.0%) 以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して<b>年率1.045% (税抜0.95%)</b>を乗じて得た金額とします。</p> <p>また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および、毎計算期末(毎年1月29日(休業日の場合は翌営業日とします。))または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p style="text-align: right;">(年率/税抜)</p>														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">純資産総額 に対して</td> <td>0.95%</td> <td>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>0.45%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.45%</td> <td>分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	純資産総額 に対して		0.95%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	配分	委託会社	0.45%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価	販売会社	0.45%	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価	受託会社	0.05%	信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
純資産総額 に対して		0.95%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率												
配分	委託会社	0.45%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価												
	販売会社	0.45%	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価												
	受託会社	0.05%	信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価												
その他費用・手数料	<p>・監査費用は、日々のファンドの純資産総額に対して、年率0.0055% (税抜0.005%) を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。(監査費用とは、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用です。)</p>														
	<p>・信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。(信託事務の諸費用等とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等です。)</p> <p>※信託事務の諸費用等については、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>														

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。



## ◆ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の 差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2024年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## ◆ (参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.07%	1.06%	0.01%

※対象期間は2023年1月31日~2024年1月29日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



A series of horizontal dashed lines for writing.





